

宇都宮ブレックス公式ファンクラブ会員規約

第1条（基本定義）

1. 本規約は、株式会社栃木ブレックス（以下「当社」といいます。）が運営する「CLUB-REX」（以下「本会」といいます。）に関する規約であり、次項に定める会員（以下「会員」といいます。）による利用の一切に適用されるものとします。
2. 本規約における会員とは、当社及び当社が運営するプロバスケットボールチーム、宇都宮ブレックスの活動趣旨に賛同し、本規約の内容を承諾の上、第2条に定める所定の手続に従って本会への入会申込を行い、当社が入会を承認した個人とします。
3. 当社が、本規約の他に別途定める本会のサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。）の利用規約等（以下総称して「利用規約等」といいます。）も、その目的の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（入会）

1. 入会申込は、当社が定める方法により、入会希望者がその方法に従って当社に申込を行うものとします。なお、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。
2. 未成年者が入会する場合、申込時点で保護者の同意を得られたものとみなします。
3. 会員は、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地が日本国内にある方に限定します。
4. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。

5. 入会に際して、本会が取得した個人情報は、当社の個人情報保護方針に従い、取り扱うものいたします。

第3条（入会の承諾）

入会申込者は、当社が入会申込を承認した後に、会員として本サービスを利用することができるものとします。

第4条（入会の取消）

前条に定める入会の承認後、会員が次の各号の一に該当していることが判明した場合、当社は事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、入会が取り消されたときは、第 11 条第 3 項の定めにより年会費は返却されないものとします。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者の承諾なくして他人が申し込んだ場合
- (4) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不平等な売買行為）又はシヨバ屋行為（座席等の不平等な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為又はシヨバ行為の常習者であると当社が認める場合
- (5) 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者であると当社が認める場合
- (6) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- (7) 本会の年会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカード又は銀行等預貯金口座の使用が認められない等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合

- (8) 入会申込をした時点で利用料金の支払いを怠っている場合または過去に利用料金の支払いを怠ったことがある場合
- (9) 過去に本会の利用承認が取り消され、または除名処分とされている場合
- (10) 入会申込時において、未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
- (11) 本規約に違反した場合
- (12) その他、会員として不適当であると当社が認める場合

第5条（有効期間）

会員資格の有効期間は入会申込が当社により承認された日から翌6月30日までとします。

第6条（年会費等）

1. 会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。また、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
2. 会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
3. 当社は、理由の如何を問わず年会費等を会員に対して返却いたしません。

第7条（会員証及び会員番号）

1. 当社が第3条の入会申込を承認した場合、会員証並びに会員番号を発行し、これを会員に付与いたします。
2. 会員証は、ご本人に限り利用可能なものとします。

3. 会員証は、会員が本サービスを利用する際に必ずご提示いただくものとし、ご提示がない場合、本サービスを受けることができないことがあります。
4. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第 22 条記載の「CLUB-REX 事務局」宛に連絡するものとします。
5. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を当該ご希望者にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行いたします。

第8条（譲渡等の禁止）

会員資格は、入会申込をし、当社が承認した方の専属的なものであり、会員は、会員証並びに会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第9条（会員個人情報の変更）

1. 全ての会員は、入会時に届け出たある会員の個人情報に変更があった場合（住所、電話番号、電子メールアドレス等会員の連絡先の変更、婚姻による姓の変更等）、速やかにその内容を当社所定の方法により第 22 条記載の「CLUB-REX 事務局」宛に届け出ることとします。ただし、氏名の変更については、当社が特別に承認した場合を除き、変更できないものとします。
2. 会員の個人情報を変更した際に発生する郵便局への転居届けの提出や電話の転送手続き等は、会員個人の負担により行うものとし、その手続を行わないために当社から会員宛の送付物が送付されない等会員に発生した不利益について、当社は責任を負わないものとします。

3. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止するものとします。

第10条 (会員番号又は会員資格等の停止等)

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号の使用又は会員資格を停止する場合があります。
 - (1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
 - (2) 会員番号が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合
 - (3) 第4条に定める入会の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
 - (4) その他当社が、緊急性が高いと認める場合
2. 当社が前項の措置を取ることにより当該会員が本サービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条 (退会)

1. 会員が退会しようとする場合当社が定める所定の手続きを行うことにより、随時本会を退会することが出来るものとします。なお、会員は退会と同時にその諸権利を失い、それを原因とする不利益が会員に発生しても、当社は何ら責任を負わないものとします。
2. 当社は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱い、当社 CLUB-REX 事務局が所定の事務処理を完了した時点で退会手続きが完了したものとします。

3. 本条に定める手続又は規定に従い退会となった場合、当社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却しないものとします。
4. 当社は、本会及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第12条 (自己責任)

1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
5. 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第13条 (営業活動の禁止)

会員は、本会及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

第14条 (その他の禁止事項)

会員は、次の行為を行わないものとします。

1. 当社または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
2. 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
3. 第三者になりすまして本会に入会する行為
4. 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
5. 会員証、会員番号、入会記念品、入場券、プレゼント商品等を第三者に譲渡する行為
6. 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
7. 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
8. 本会の運営を妨げるような行為
9. 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
10. 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第15条 (特典)

1. 特典に関しては、当社が別途定めることとします。
2. 電子メール、送付物等が会員の事情により会員が届け出た連絡先に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応等を行わず、また、それを原因とする不利益が会員に発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第16条 (本会の終了)

1. 当社は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対する本サービスの提供を中止することができます。
2. 前項の場合、本会及び本サービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第17条 (会員の個人情報)

1. 当社は会員の個人情報を関係法令および当社が別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとします。
2. 当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、当社関連商品及びサービスの利用履歴等会員に関する情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。
3. 当社は、取得した会員の個人情報を以下の目的で利用いたします。
 - (1) 会員向けチケット販売、グッズ販売
 - (2) 会員向け特典（サービス・商品）の案内、提供、管理
 - (3) 会員向けメールマガジン等の提供
 - (4) 当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
 - (5) 新たなサービス・商品の開発
 - (6) 各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
 - (7) 当社のサービス・商品提供に関する郵便、eメール等による連絡
 - (8) 問い合わせ、依頼等への対応

4. 会員は、当社からの e メール・郵送等による送付を、当社へのお申し出により停止することができます。
5. メール配信は、入会手続きでは membership@blg-membership.com から、当社からの連絡事項では clubrex@tochigibrex.jp から e メールが配信されます。
6. 当社が正常にメールを配信したにも拘わらず会員がメールを受信できなかった損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第18条 (個人情報の第三者提供)

当社は、法令に基づく場合、その他「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとする。

第19条 (本規約の内容及びサービスの変更)

1. 当社は、本規約及び本サービスの内容を、会員の了承を得ることなく随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社から会員に対する通知は、当社が別途定める場合を除き、当社の公式ホームページ（以下、「公式ページ」といいます。）に表示した時点から、その効力を生じるものとします。

第20条 (当社からの通知)

1. 当社は、公式ページの表示により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容を公式ページ上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第21条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第22条 (問合わせ先)

本規約についてのお問合せ等に関しましては、次の宛先までお願いします。

〒320-0066

栃木県宇都宮市駒生 2-10-28

株式会社栃木ブレックス CLUB-REX 事務局

TEL:028-612-6735

FAX:028-612-6736

公式ホームページ : <http://www.tochigibrex.jp/>

メールアドレス : clubrex@tochigibrex.jp

付則

上記「利用規約」および「利用者の個人情報」における株式会社リンクスポーツエンターテインメントに関わる一切は平成28年7月1日をもって株式会社栃木ブレックスに全て移管されます。

- 2009年7月6日 第2条を改定
- 2009年7月24日 第20条を改定
- 2010年11月26日 第2条を改定
- 2012年6月6日 第16条を改定
- 2013年5月15日 第5条を改定
- 2015年6月26日 第2条、第6条及び第8条を改定

- 2016年6月20日 第2条、第6条を改定
- 2018年6月5日 第5条を改定、第18条を追記
- 2019年6月20日 第5条を改定、第17条を改定、第18条を改定、第22条を改定
- 2019年6月28日 クラブ名を変更